三原市　求職者等に対するハラスメントに関する基本方針

三原市では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年10月１日　令和７年法律第63号）に基づき、求職者等※1の皆様が安心して求職活動等※2に臨むことができる環境を整えるため、この基本方針を定めます。

※１「求職者等」

求職者、本市が実施する採用に資する活動の参加者及び各種実習の実習生

※２「求職活動等」

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動（オンラインで実施されるものを含む)。

（例）採用試験への参加、就職説明会への参加、インターンシップへの参加、実習の受講

１　求職者等へのハラスメントの定義

本方針におけるハラスメントとは、以下の行為を含みます。

(1) 性的な言動により求職者等による求職活動等が阻害されるもの

(2) 求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為

(3) 求職活動等における妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為

(4) 求職活動等における育児休業等に関するハラスメントに類する行為

＜対象となるハラスメントの例＞

・採用面接の際、選考に直接関係のない性的な言動（冗談やからかいなど）

・採用の見返りとして私的な関係・食事等に誘う行為

・威圧的な態度、人格を否定するような言動（過度な圧迫面接など）

・その他、求職者等に精神的・身体的苦痛を与える一切の不適切な言動

２　求職活動等に関するルール

本市職員は、求職者等との接点において以下のルールを厳守します。

(1) 実施体制および場所

面接・面談等は原則として複数の職員で対応します。やむを得ず１対１で対応する場合は、原則として勤務時間内かつ第三者から視認できる開放的な場所や指定のウェブ会議ツールで行います。

(2) 連絡手段の制限

求職者等との連絡は、公用電話、市公式メールアドレス、指定の採用ポータルサイト等を通じて行います。職員個人の電話番号、メールアドレス、SNSアカウント等の交換は一切行いません。

(3) 私的な面会等の禁止

理由の如何を問わず、求職者等に対し、業務外での面会、食事、私的な連絡等の誘いを行いません。

３　相談窓口の設置

本市の採用活動に関して、職員から不適切な言動やハラスメントに該当する行為を受

けた場合、または判断に迷う事案が生じた場合の相談窓口を、次のとおり設置します。

三原市総務部職員課

電話：0848-67-6025（受付時間：平日 8:30～17:15）

メールアドレス：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp

４　相談者の保護および不利益取扱いの禁止

相談対応にあたっては、相談者および関係者のプライバシーを厳重に保護します。

ハラスメントの相談を行ったこと、または事実確認の調査に協力したことを理由として、採用選考において不利益な取扱いは行いません。

附則

この方針は、令和８年10月１日から施行する。